選挙運動用自動車運送契約書

　　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と一般乗用旅客自動車運送業者　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

第１条　甲は、乙の所有する下記の自動車を運転手及び燃料込みで借り切り、　乙はこれを貸し出すものとする。

　　（１）車種

　　（２）登録番号

　（契約期間）

第２条　この契約の期間は、令和　年　　月　　日から令和　年　　月　　　日までとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約金額は　　　　　　円（１日当たり　　　　円）とする。なお、契約金額には消費税を含むものとする。

　（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で八潮市議会議員又は八潮市長の選挙に

　おける選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第４条に基づく公費

　負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は公職選挙法の規定に

　基づき八潮市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延な

　く行わなければならない。ただし、甲の供託物が没収された場合には、契

約料は甲が支払うものとする。なお、八潮市に請求する金額が契約金額に

満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、

　甲、乙協議して定めるものとする。

　　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それ　ぞれ１通を保有する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　　㊞